

議案第32号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

資料1 本市の手続における押印見直しの状況について

第1 経緯

新型コロナウイルスの感染防止への対応が求められる中、国においては行政手続における書面規制、押印、対面規制の抜本的な見直しが進められており、国規制改革推進会議における令和2年(2020年)7月2日付「規制改革推進に関する答申」を踏まえ、同月7日付総務省自治行政局長名で「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知があったところです。

これらを踏まえ、本市においても、申請書等における押印は、廃止することを原則として見直しを進めるため、令和2年(2020年)11月16日付けで「申請書等の押印見直しに関する指針」を策定し、押印の廃止を原則として見直しを進めており、今般、条例で規定されている押印手続を廃止するため、下記条例の改正に係る議案を一括して提案しようとするものです。

第2 改正する条例及びその概要

- 1 宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部改正
審査申出書等の書面への押印を廃止します。
- 2 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正
サービス宣誓書への押印を廃止し、署名を求めることとします。
- 3 宝塚市印鑑条例の一部改正
印鑑登録廃止申請書への登録印鑑の押印を廃止します。

第3 本市における押印の見直しの状況

外部手続における申請書等のうち、押印を求めているもの(令和2年12月28日時点)

書類 総数	廃止 可能	うち年内に廃止済み	法令などに根拠があるもの、 引き続き検討するものなど
1,623	1,177	225	446

押印廃止可能なもの 1,177件÷1,623件≒72.5%

引き続き検討する書類については、請求書や契約書、法人の作成する書類等が該当します。令和2年12月18日付けで内閣府通知があり、地方公共団体における押印見直しマニュアルが示されました。国の動向を注視しながら、引き続き各部局と調整し、押印を廃止できるものについては対応するとともに、市指針(令和2年11月16日策定)についても見直しを行う予定です。